

掛川市告示第15号

掛川市障害者日常生活支援事業実施要綱（平成17年掛川市告示第116号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月14日

掛川市長 松 井 三 郎

第1条の2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条第2号中「掛川市障害者自立支援法施行細則」を「掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。